

徳島県規則第五十号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第三十号の14中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項第七十六号中「徳島県危機管理環境関係手数料条例」を「徳島県危機管理関係手数料条例」に改め、同表徳島県東部農林水産局長の項中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号から第五十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二の三徳島県食肉衛生検査所長の項第一号及び徳島県動物愛護管理センター所長の項第一号中「徳島県危機管理環境関係手数料条例」を「徳島県危機管理関係手数料条例」に改める。

別表第三個別事項の項第四十六号中「徳島県未来創生文化関係手数料条例」を「徳島県生活環境関係手数料条例」に改め、同号の2中「第五条」を「第四条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。